

法勝寺地区「地域自治組織」設立に向けて・お知らせ

平成19年2月1日発行 NO.3

南部町区長協議会法勝寺支部

【集落説明会のご案内】出前説明会に参上します。(お問合せ先:南部町役場総務課・長尾健治、上下水道課・荊尾芳之 電話 66-3112)

設立準備会の参加団体と準備委員決まる



2月18日、第1回準備会開催・法勝寺地域自治組織



以下、法勝寺地域自治組織を「自治組織」、設立準備会を「準備会」といいます。

平成19年1月20日、自治組織設立のための法勝寺地区区長会(第4回目)が開催されました。以下に当日の決定事項や協議事項を紹介します。

【準備会の構成団体と人数、氏名決まる】

準備会は、各集落の区長をはじめ法勝寺地区の13団体・63人で構成されることが決定されました。その団体名、構成人員は以下の表のとおりです。準備会委員の就任要請は、1月中旬に区長会法勝寺支部役員、自治組織準備主任(町職員)が就任要請に伺い、要請した皆様にご快諾いただいたところです。なお、限られた紙面の都合上、氏名の掲載は省略します。(以下の団体の他にオブザーバーとして社会福祉協議会・1名)

団体名	人数	団体名	人数	団体名	人数	団体名	人数
区長会	28	民生・児童委員	3	部落解放同盟・西伯支部	2	地域福祉員	5
人権学習推進員	6	健康増進員	1	法勝寺公民館	2	老人クラブ	3
消防第4分団	2	交通指導員	3	(農事)実行組合	5	町職員会	2

【準備会の役員(案)決まる】

自治組織が設立(現在の予定では19年4月初旬)されるまでに、準備会により自治組織の規約や組織構成、構成団体などさまざまなことを協議する必要があります。今回の区長会では、準備会役員の役職と具体的な氏名が協議され、2月18日開催予定の第1回準備会で提案されることになりました。役職名と人数は以下のとおりです。具体的な氏名は、第1回準備会で提案し審議・承認された後に3月の広報でお知らせします。

〔自治組織の準備会役員と人数〕

・会長(1) ・副会長(2) ・事務局長(1) ・事務局次長(1) ・事務局員(2)

事務局長以下は町職員を予定

【規約(案)を協議】

当日は、自治組織の規約案についても話し合われました。規約に盛り込まれる主な内容は、組織、決議機関、役員、会計などいずれも今後の自治組織の運営の基盤をなすものであり、熱のこもった話し合いが行われました。この話し合いの結果を反映した規約案も2月18日の第1回準備会に提案されます。

【自治組織の組織構成図の案も協議】

裏面下段にあるのが当日協議をした自治組織の組織機構図の案です。この機構図案も2月18日の第1回準備会に提案されます。

いま、なぜ地域自治組織なの・その3

今回は、高齢化率の増加という問題から自治組織の必要性を説明します。



1 措置型福祉の限界、自立型福祉へ

高齢者に対する福祉施策は、かつては行政がニーズのある人の順番を決めて、予算の範囲内で順番に沿って施策を講じる仕組みでした。わが国の人口ピラミッドが富士山型で高齢者の比率が10%程度までだった時代には有効な福祉施策であったと思います。ところが、近年の急激な高齢化率の増大と国や自治体の財政難により、このような措置型福祉は立ち行かなくなってきました。つまり、順番を決めても対象者の多さから、順番は回ってこなくなったということです。

この措置型福祉の限界を踏まえて提唱されたのが自立型福祉です。自立型福祉の特徴は一言で言うと「役割分担の明確化」です。行政でできることは行政で、地域でできることは地域で行う、ということです。地域でできることというのは、具体的にはいきいきサロンや見守りなどのいわゆる「ご近所福祉」の領域です。

2 地域自治組織によるご近所福祉のパワーアップを

地域の高齢化率の増大に伴って、このご近所福祉の分野にはさまざまな期待が寄せられています。例えば、「集落や地域での、高齢者を抱える家庭のサポート体制の確立」や、「認知症などの人の対応や見守りを、地域全体で行う必要性」などです。

このような地域の共通課題を解決するためには、法勝寺地域区の集落や関係団体が参集し、知恵を出し合い、地域共通の申し合わせや、地域密着型のきめ細かい活動を通じて問題解決を図ることが最良の方法であると考えられます。

法勝寺地区地域振興協議会組織機構図 案 (事務所:さいはく公民館を予定)

